

令和 6 年 4 月 8 日

関東運輸局

バス、タクシー、トラックの事故防止のために動画制作の取組等を行いました**～事故防止には事業者の「努力」と皆さまの「協力」が必要です！～**

関東運輸局では、「事業用自動車総合安全プラン2025」等に基づき、これまで事故削減に向けた取組を進めてきております。この度、バス、タクシー、トラックの特徴的な事故を削減する観点から、自動車運送事業者団体の協力を得て調査・分析を行い、事故防止のための動画制作、取組事例のとりまとめ等を行いました。

バスについては、自動車運送事業者における社内教育での活用のため動画を制作しました。

その他に、乗合バス車内事故は、事業者の取り組みだけでは事故を防ぐことが困難な場面があることから、乗客や一般ドライバーの皆さまにもご協力をお願いするための動画を制作しました。

その中で、特に、皆さまに気をつけていただきたいことは、次のとおりです。

- ・ バスに乗ったら、「座りましょう！」「つかまりましょう！」
- ・ バスが走行している時は、「座ったまま！」「つかまったまま！」
- ・ バスを降りる時は、扉が開くまで「座ったまま！」「つかまったまま！」
- ・ 車や自転車等を運転される方は、バスの直前の割り込みや無理な追い越しはしないようお願いします。

タクシーについては、「事業用自動車総合安全プラン2025」における人身事故削減目標達成に向けての更なる取組として、タクシー事業者による事故防止のための取組事例を取りまとめました。

トラックについては、近年発生した健康起因事故事例の分析等を行い、発生原因及びその改善対策を考察し、同種事故を未然に防止することを目的とした資料を作成しました。

なお、取組事例のとりまとめ等につきましては、全業態の自動車運送事業者の皆様にご活用いただけます。

関東運輸局では引き続き、「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づく事故削減目標の達成に向けて、自動車運送事業者団体等と連携して、自動車運送事業者による取組を推進して参ります。

<動画等の概要>

1. 乗合バス車内事故防止のための啓発動画等：別紙1
2. 貸切バス運転者に対する実技指導のための動画：別紙2
3. タクシー事業者による事故防止のための取組事例：別紙3
4. トラックの事故事例に基づく健康起因事故防止：別紙4

動画等へのアクセスは関東運輸局ホームページからできます。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/index.html

**【問い合わせ先】**

関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課 滝田、荒川、黒木
電話 045-211-7256 (直通) FAX 045-201-8813

【配布先】

神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、物流専門紙、ハイタク専門紙

1. 乗合バス車内事故防止のための啓発動画等

乗合バスの車内では、乗客がつり革・手すりをつかんでいない不安定な状態であったこと等が原因で、バランスを崩し転倒した結果、重傷を負う事故が多く発生しています。このようなバス車内事故を防止するため、国土交通省では、「乗合バスの車内事故防止対策ワーキンググループ」において、有識者からのご意見をいただきながら、車内人身事故の件数の削減に資する対策について検討しています。今般、その対策の一環として、乗客の皆様にご気づいていただきたいこと、一般ドライバーの皆様にご気づいていただきたいこと、バス運転者の皆様にご気づいていただきたいことを取りまとめた動画を国土交通本省及び関東地区バス保安対策協議会と連携して制作しました。本動画につきましては、皆様が安全にバスへ乗車していただけるよう啓発を行って参りますが、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、ご覧になっていただき、バス車内事故防止にご協力をお願いします。

また、関東運輸局管内の乗合バスの車内事故件数は、令和3年に前年より大きく増加し、令和4年には減少したものの一昨年までと同等水準となっていることから、関東地区バス保安対策協議会と連携して車内事故が多い事業者に対し「添乗調査」を実施しました。

なお、添乗調査は、第三者の視点から運転者の実際の運転状況を把握し、運転者教育に役立てることを目的に、運転者によるマイク案内、着席確認、右左折時の確認などが適切に行われているか、走行速度や交差点の進入・通過が適切であるかなどを確認しています。

(動画等へのアクセスは↓こちらからもできます。)

- [乗合バスの車内事故防止のための啓発動画を制作しました](#) (PDF)
- [乗合バスの添乗調査を実施しました](#) (PDF)
- [乗合バス車内事故防止のための啓発動画](#) (国土交通省HP)



【乗客向けの動画概要】

【一般ドライバー向けの動画概要】

乗客向けの動画

国土交通省では、「乗合バスの車内事故防止対策ワーキンググループ」において、有識者からのご意見をいただきながら、車内人身事故の件数の削減に資する対策について検討しています。今般、その対策の一環として、車内人身事故を防止するため、乗客の皆様にご気づいていただきたいこと等を取りまとめた動画を国土交通本省と連携して制作しました。本動画につきましては、今後、乗客の皆様へ安全乗車を促すこと等を行って参りますが、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、ご覧になっていただき、更なる安全乗車をお願いします。

○主なポイント

- ・ 車内での人身事故が多く発生しており、そのうち0歳以上の高齢者の方が発車時・停止時の転倒事故が多く発生しています
- ・ バスに乗ったら、「座りましょう！」「つかまりましょう！」
- ・ 走行している時は、「座ったまま！」「つかまったまま！」
- ・ 降りるときは、扉が開くまで「座ったまま！」「つかまったまま！」

国土交通省ホームページ 乗合バス車内事故防止のための啓発動画リンク先 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

一般ドライバー向けの動画

国土交通省では、「乗合バスの車内事故防止対策ワーキンググループ」において、有識者からのご意見をいただきながら、車内人身事故の件数の削減に資する対策について検討しています。今般、その対策の一環として、車内人身事故を防止するため、一般ドライバーの皆様にご気づいていただきたいこと等を取りまとめた動画を国土交通本省と連携して制作しました。本動画につきましては、今後、車や自転車を運転される方へ自身の運転する車が影響を与える運転について啓発を行って参りますが、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、ご覧になっていただき、更なる安全運転をお願いします。

○主なポイント

- ・ バスの前に割り込むと、バスが急ブレーキをかけ、車内では乗客の転倒事故が発生しやすくなります
- ・ バスは、高齢者の方の利用が多い乗り物のため、転倒すると行折など重大な事故に繋がる可能性があります
- ・ バスは、死傷が多い乗り物のため、十分な車間距離と安全を確認してください

国土交通省ホームページ 乗合バス車内事故防止のための啓発動画リンク先 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

【バス運転者向けの動画概要】

【主な添乗調査項目】

バス運転者向けの動画

国土交通省では、「乗合バスの車内事故防止対策ワーキンググループ」において、有識者からのご意見をいただきながら、車内人身事故の件数の削減に資する対策について検討しています。今般、その対策の一環として、車内人身事故を防止するため、運転者にご気づいていただきたいこと等を取りまとめた動画を国土交通本省と連携して制作しました。本動画につきましては、今後、乗合バス事業者等へバス運転者に対しては、車内転倒事故の危険性等を周知して参りますが、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、ご覧になっていただき、更なる安全運転をお願いします。

○主なポイント

- ・ 車内事故が最も多く発生する場面について考える
- ・ 停車時・発進時・走行中の安全確認を再確認
- ・ 発車時は、着席の確認、つり革・手すりにつかまっているか確認
- ・ 走行中は、急のつく操作は行わない

国土交通省ホームページ 乗合バス車内事故防止のための啓発動画リンク先 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

調査項目	内容
マイク案内	乗車時、走行中、降車時の案内方法等
着席確認	着席前発進、つり革確認等
前扉、後扉の開閉	見切り操作、乗客の確認方法等
走行速度	制限速度超過等
右左折時の確認	歩行者妨害の有無等
交差点の進入・通過	進入速度、無理な黄色信号進入等
車間距離	社内規定の励行状況等
拳手	社内規定で禁止の場合
運転姿勢等	片手運転等

2. 貸切バス運転者に対する実技指導のための動画

バス運行の安全及び乗客の安全を確保するために、バス事業者は運転者に対し、安全運行に必要な技能と知識を習得させ、他の運転者の模範となるべき運転者を育成するという重要な役割を果たす責務を有しています。今般、この責務を果たすために活用していただくことを目的として、国土交通本省と連携し貸切バス運転者に対する実技指導のための動画を制作しました。

なお、本動画は、「一般道・夜間」「首都高速」「高速道路」「上り坂」「下り坂」走行時における、「バス車両の特性をふまえた」、大型の貸切バスを運転する際の指導方法等を取りまとめており、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、貸切バス事業者等の皆様は運転者指導にご活用ください。

(動画等へのアクセスは↓こちらからもできます。)

[貸切バス運転者に対する実技指導の動画を制作しました \(PDF\)](#)

[貸切バス運転者に対する実技指導の動画 \(国土交通省HP\)](#)



【貸切バス運転者に対する実技指導の動画を制作しました】(抜粋)

貸切バス運転者に対する実技指導の動画を制作しました バス事故防止対策検討ワーキンググループ

一般道・夜間走行における実技指導の例

一般道・夜間走行における、大型の貸切バスを運転する際の指導方法等を取りまとめた動画を国土交通本省と連携して制作しました。本動画につきましては、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、貸切バス事業者等の皆様は運転者指導にご活用ください。

○主なポイント

- ・ 出発前に、事故の危険性が高い箇所を把握し、適切な運転操作を運転者に指導する
- ・ 自転車・歩行者等の動きに注意する
- ・ 停車中も適宜後方の安全確認する
- ・ 左折する際は、内輪差による巻き込み及びリヤオーバーハングに注意する
- ・ 交差点右折時は、対向車の二輪車や横断歩道上の自転車・歩行者に注意する
- ・ 夜間走行は日中と見え方が違うので自転車・歩行者・特に二輪車に注意する

国土交通省YouTubeチャンネル「貸切バスの実技指導の例」リンク先
<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

貸切バス運転者に対する実技指導の動画を制作しました バス事故防止対策検討ワーキンググループ

高速道路走行時における実技指導の例

高速道路走行時における、大型の貸切バスを運転する際の指導方法等を取りまとめた動画を国土交通本省と連携して制作しました。本動画につきましては、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、貸切バス事業者等の皆様は運転者指導にご活用ください。

○主なポイント

- ・ ETCレーン通過時には、前後左右の車両の動きに注意する
- ・ ETCレーンでは、不具合等によりバーが開かない場合もあるため、時速20km以下の速度で通過する
- ・ 下り坂は、速度超過に繋がりにくいため、排気ブレーキを適切に使用し、一定の速度を保持して走行する
- ・ 合流地点では譲り合いを心掛ける
- ・ 速度に応じた適切な車間距離を保持して走行する
- ・ サービスエリア内では、左からの車両や歩行者に注意する

国土交通省YouTubeチャンネル「貸切バスの実技指導の例」リンク先
<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

貸切バス運転者に対する実技指導の動画を制作しました バス事故防止対策検討ワーキンググループ

下り坂走行時における実技指導の例

下り坂走行時における、大型の貸切バスを運転する際の指導方法等を取りまとめた動画を国土交通本省と連携して制作しました。本動画につきましては、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、貸切バス事業者等の皆様は運転者指導にご活用ください。

○主なポイント

- ・ 排気ブレーキ及びリターダを使用し、フットブレーキを踏み過ぎないように注意する
- ・ 乗客がいる場合は、その重量が加わることでブレーキが効きづらくなるため注意する
- ・ 過回転に注意し、さらに加速するような場合にはフットブレーキを使用する
- ・ フットブレーキを使用する際には、ブレーキの過熱に注意する
- ・ エンジン回転数が合っていないとギヤが入らないことがあるため注意する
- ・ カーブ手前で減速し、なるべく外側を走行する
- ・ 上りと同じギヤもしくは一段低いギヤを使用し、上りよりも高いギヤは使用しない

国土交通省YouTubeチャンネル「貸切バスの実技指導の例」リンク先
<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

貸切バス運転者に対する実技指導の動画を制作しました バス事故防止対策検討ワーキンググループ

バス車両の特性をふまえた実技指導の例

バス車両の特性をふまえた、大型の貸切バスを運転する際の指導方法等を取りまとめた動画を国土交通本省と連携して制作しました。本動画につきましては、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、貸切バス事業者等の皆様は運転者指導にご活用ください。

○主なポイント

- ・ 車両の死角を理解する
- ・ 発車時は、アンダーミラーにより、バス前方の安全確認を忘れずに
- ・ バックアップカメラの特性を理解する
- ・ 運転する車両の内輪差とオーバーハングをしっかり把握する
- ・ 速度に合ったギヤを選択する

国土交通省YouTubeチャンネル「貸切バスの実技指導の例」リンク先
<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

3. タクシー事業者による事故防止のための取組事例

タクシーの人身事故件数は、コロナ禍の影響もあり令和2年に大きく減少したものの、令和4年には増加に転じております。また、「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーの人身事故削減目標は令和7年までに6,600件以下にすることを定めています。

関東運輸局では、当該事故削減目標達成に向けて更なる取組が必要と考え、タクシー事業者団体と合同で設置した「タクシー事故防止対策検討会」において、タクシー事業者による事故防止のための取組事例を取りまとめましたので、タクシー事業者等の皆様は運転者指導等の参考としてご活用ください。

(取組事例へのアクセスは↓こちらからできます。)

タクシー事業者による事故防止のための取組事例 (PDF)

【タクシー事業者による事故防止のための取組事例】(抜粋)

- ・ 路上横断事故防止のための取組
- ・ 健康起因による事故防止対策
- ・ AIを使った事故防止のための取組
- ・ 警察署の交通課を招き「交通事故防止講習会」を開催



【路上横断事故防止のための取組】

路上横断事故防止のための取組【実用興業株式会社(東京都)】

背景及び目的
人流や交通量の活発化に伴い、路上横断事故の増加が懸念されるため、タクシー事故防止対策検討会の資料等を活用し、安全運転指導や事故撲滅運動に力を入れたと考えたため。

取組み内容
・ 運転者に対する毎月の月例教育において、社長訓示の中で、毎回、路上横断の話をし、(毎回同じ事と同じ言い回しで話し、4年位実施している)。
・ 関東における「タクシー事故防止対策検討会」で作成した動画「タクシーの路上横断事故削減に向けて」を運転者に対し視聴願わせる。
・ 東京ハイヤー・タクシー協会H.P.V協会の公式LINEに掲載している路上横断者発見映像の新着情報を運転者に対し発信させる。

取組みによる効果
・ 路上横断者の発見・保護した、4件の事例が、警察署長より表彰される。
・ 月例教育会において、表彰について社員に周知、表彰状や表彰時の写真を提示。
・ 特に東車中に発見・保護した事案については、運転者より一層褒め称える。
・ 運転者から、路上横断者を発見したという声がか々と挙がってくるようになった。



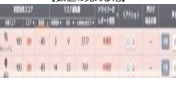

【AIを使った事故防止のための取組】

AIを使った事故防止のための取組【東栄興業株式会社(神奈川県)】

背景及び目的
事故惹起者に対する指導はできていたが、事故を起こさないための予防対策に力を入れたいと考えた。

取組み内容
○ AIドレコを活用した事故予防施策
AIドレコにより、下記項目のリスク基準を定め、運転のクセを個人ごとに見るにすぎず、運転者自身レポートを確認することにより、事故防止に対する意識向上に取組んでいる。
・ 急ハンドル・急加速・急減速・急後退
○ 損保会社の運転適性診断を受診
年2回の健康診断時に、契約損保会社が提供する運転適性診断を受診。
・ 入社2年未満のドライバーについては、1年に1回必ず受診させることで、慣れによる「運転のクセ」を客観的に把握させ安全運行に対する意識向上させる。
・ 入社2年以上については、2年に1回の受診を義務。
・ 事故惹起者(軽微な事故を含むすべての事故)については、必ず受診。

取組みによる効果
・ AIドレコのレポート結果、運転適性診断結果を活用して、運転者それぞれの運転のクセを把握し、個々に合わせた指導、教育を的確に行うことができ、事故を未然に防ぐことできる意識が育ちました。
・ 以前のドレコでは、事故等が起きてから見返すものだったが、AIドレコにしてからは、良い運転事例がピックアップでき、具体的な事例を基に運転者指導で活用している。
・ 数値の見える化によって、確実な一時停止や緊急運転などが定期的に表すことができ、運転者が理解しやすい指導ができるようになった。これにより、見過ごしにくい「急加速」の急いり運転や急減速などの事故が大幅に削減された。



【健康起因による事故防止対策】

健康起因による事故防止対策【藤沢タクシー株式会社(神奈川県)】

背景及び目的
高齢運転者等の健康障害が増加傾向にあることから、点呼時における運転者の健康状態の把握は、乗務可否を判断するうえで重要となっている。このため、健康状態確認表の作成等、以下の取組を実施。

取組み内容
○ 健康状態確認表の活用
・ 点呼時における運転者の健康状態の把握は、乗務可否判断をするうえで重要であるが、医学的な知識が少ない運行管理者には、判断に限りがあることから、まず、事業用自動車の運転者の健康状態確認表の活用を参考にチェック項目、回答方法、罰則等を検討し「健康状態確認表」の試作版を作成した。その後2ヶ月間の試用期間を経て、修正、改良を繰り返し、運転者自身が、健康状態をチェックできる「健康状態確認表」が完成した。また、運転者についても、自分自身の体調に気づき、健康管理の必要性や体調をもちに業務するうえで留意すべき点などが認識できるよう、平易かつ簡便な方法で健康状態のチェックができるようになった。
○ 乗務可否判断基準の策定
・ 運転者への効果的な点呼が実施できるよう、産業保健スタッフが運行管理担当と連携して、健康診断結果や持病等の個別性を考慮し、運転者の血圧、睡眠不足、服用している薬等の乗務可否判断基準を策定した。
・ 運行管理担当の乗務可否判断力を高めるため、生活習慣病、メンタルヘルスなどの講習会等を実施。

取組みによる効果
・ 「健康状態確認表」の活用は、運行管理者が運転者に健康状態を問いつけることがなくなり、効率よく健康状態を確認できるようになった。これにより、乗務にあたり留意すべき点も認識でき、運転者に対して当日の体調に配慮した休憩時間の確保や勤務時間の調整等を具体的に指示でき、点呼時の運行管理に効果があった。また、運転者は、運行管理者との体調に関する対話を通して、自分自身の健康管理に対する意識が高まり、日常生活習慣の改善、体調不良が輸送の安全に及ぼす影響を考慮できるようになった。
・ 講習会等を実施することにより、運行管理者は運転者の日常生活の過ごし方等をアドバイスできるようになった。また、治療中の疾病がある運転者の健康保持や体調のコントロールの必要性を認識することに、乗務可否判断力がより正確性が高まった。

項目	項目	項目	項目	項目	項目
健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表
健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表	健康状態確認表

【警察署の交通課を招き「交通事故防止講習会」を開催】

警察署の交通課を招き「交通事故防止講習会」を開催【大館タクシー株式会社(茨城県)】

背景及び目的
交通事故を防止するために運転者に対する研修が重要であり、特に年末年初の繁忙期における事故を減らす重要性を感じ交通安全講習会を開催。

取組み内容
○ 警察による事故防止講習会の実施
・ 茨城県警察署(茨城県)の交通安全課を招き、10年前から毎年11月頃に、管内での事故の特徴、警察の取組、運転シミュレーターによる危険予測体験などの交通安全講習会を開催。
○ 交通安全運動期間などの事故防止
・ 当社独自の「安全・安心に目的地まで届ける輸送」を目標に掲げ、事故防止対策委員会を中心に、様々な交通安全運動期間などの際に研修会を開催し、危険を予測・回避する運転、指差呼称で安全運転、夕暮れ時の早めのライト点灯、高齢者への思いやり運転など、運転者に事故防止の重要性の徹底を図っている。

取組みによる効果
・ 交通安全講習会を実施するようになって12月における事故がなくなった。
・ 運転者が運転シミュレーターで疑似的な危険体験をすることで、危険予測ができるようになった。
・ 今まで以上に運転者が、事故防止に関心を持つようになり、事故防止の重要性、事故の特徴を理解し、研修会などに積極的に参加するようになり、事故防止に努めるようになった。



4. トラックの事故事例に基づく健康起因事故防止

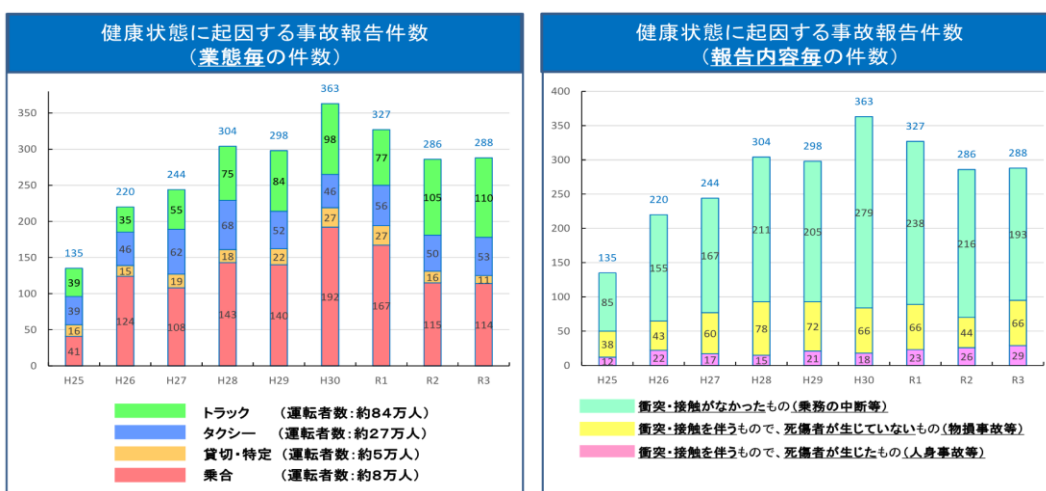
近年、自動車事故報告規則に基づき報告のあった健康状態に起因する事故報告件数は高止まりで、そのうちの約3割が交通事故に至っている状況です。

このような状況を受け、関東運輸局では、関東トラック協会と合同で設置した「関東圏における自動車事故防止対策検討会」において、近年発生した健康起因事故事例の分析等を行い、発生原因及びその改善対策を考察し、トラック事業者が運転者の健康管理の重要性を共有することにより、同種事故を未然に防止することを目的とした資料を作成しました。

(資料へのアクセスは↓こちらからもできます。)

[過去の事例に基づく健康起因事故防止について \(PDF\)](#)

【健康状態に起因する事故報告件数】



データ引用元：令和4年度 事業用自動車健康起因事故対策協議会資料より抜粋

【資料概要】

目次	
I. 調査の背景・目的	2
II. 健康起因事故 (2020～2022年) の特徴	3
III. 事故事例1 (心疾患・当該運転者死亡)	4
IV. 事故事例2 (脳血管疾患・当該運転者重傷)	2
V. 事故事例3 (SAS・当該運転者負傷なし)	4
VI. 運転者が身体に異常を感じた場合の措置	2
VII. まとめ	3
VIII. 健康起因事故の統計 (2020～2022年)	6
IX. 参考資料	7

1. 事故の概要	
当事者の状況	<p>日時 2020年11月午前2時頃 運転者 50歳代 車 乗 最大積載量3トンクラス 事故発生まで 乗務時間 40分 乗務距離 20km</p> <p>最近出社しなかった日から事故日までの勤務日数 2日 事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数 7日 健康診断の有無 有り</p>
事故の原因	<p>急性心臓病、健康診断結果は血圧測定のみ判定、内科受診の要請あり、結果は確認できていない。</p>
当時の状況	<p>当該運転者は午前2時頃、本社営業所へ出勤し、運行前検閲後に運行管理者が行う点呼を受け、荷主宅に向き出陣した。</p> <p>運行途中、午前2時40分頃に当該運転者から体調不良の連絡が本社営業所へ連絡が入る。(第一報)</p> <p>本社営業所長が当該運転者に「どこか痛いですか?」と確認し、水分摂取または深呼吸等、休憩して様子を見るよう指示する。当該運転者が「胃に苦しい感じがします」との症状を訴え、乗務を中止し、乗務所へ戻ると報告が入る。(第二報)</p> <p>営業所長が救急車を呼ぶ旨を言ったが当該運転者自ら救急車を呼ぶとの事であった為、当該運転者が救急連絡し、近くの病院に搬送された。同病院、本社営業所長より担当医師へ連絡が入る。その際、当該運転者の病歴と当該事故コースの件を優先的に連絡を入れ、弊社営業所より代替入の乗務を要請、緊急対応が実施される。</p> <p>搬送先の病院より当該運転者の病歴及び処置内容について急性心臓病の疑いがある為、緊急の手帳を持つ旨の連絡が本社営業所へ入った。その後、本社営業所長より当該運転者の病歴に基き、当該事故コースの件を優先的に連絡を入れ、その後、コンビニに駐車中の配達車両の引取りに行き、引取りを兼ね、6時頃、病院から当該運転者様を搬送した。搬送先は不明。</p>
当時の処置	<p>社員自ら救急車を呼び、近隣の病院に搬送。当該コースに関しては代替入車両を手配。当該運転者の病院からの指示を買いに家族に連絡を入れる。</p>
再発防止対策	<p>健康診断の結果を重視し、再発等の必要がある社員に関しては早急に対応させる。診断結果を提出する。</p> <p>内容によっては乗務中止にする。また、業務前検閲時に健康状態を再度確認する。 ※乗務時間のやり</p>

- 分析等の結果例
- 事例① 運行途中に運転者が体調不良になり、心筋梗塞により死亡
 - 健康診断結果によるリスク者の把握ができていなかった
 - 就業上における運行中止の判断や緊急時の対処方法の周知ができていなかった 等
 - 事例② 運行途中に運転者がウトウト運転になり、路肩に停車中の大型車両に衝突し相手運転者が負傷
 - SAS 対策の必要性を理解していなかった (SAS スクリーニング検査を実施していなかった)
 - 健康診断結果によるリスク者の把握ができていなかった 等